東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										交通省)	
事業名	環境・ストック活用推進事業					当部局庁	住宅局		作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	H23/H26				ŧ	旦当課室	住宅生産課		課長 橋本公博		
会計区分	一般会計					施策名	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	_ <u> </u>					する計画、 通知等	住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	被災地において、住宅・建築物の省CO2の実現性に資するリーディングプロジェクト等の提案に対し支援を行うことで、住宅・建築物における省CO2対策を推進するとともに、東日本大震災からの復興を図る。										
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	-   ・  ・										
実施方法	□直接実施    〔	□業務委	託等	■補具	助	口貸付	口その他				
23年度予算額	当初	第 1 次補正			第2次補正		第3次補正	į	計		
(単位:百万円)	16, 040					1, 000		17, 040			
	成果指標	単位	目標 23年度 (	値 32年度)			活動指標	単位	立 23年	度活動見込	
成果目標(アウトカム)	エネルギー使用の合理化 関する法律に基づく届出か された新築住宅における省 ネ基準(H11基準)達成率	iな 06	_	100	(フ ※上段	舌動指標 アウトプット) ( )書きは予算措 独に係る見込み	採択プロジェクト数(見)	込み) 件	( 54 )		
単位当たりコスト	約1,850 (万円/件)				1	<b>算</b> 出根拠	予算額1,000百万円を補助対象となる採択プロジェクト数の見込み 件数54件で除して算出。				
事業所管部局による点検											
項目							内	容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。							【東日本大震災からの復興の基本方針】 「再生可能エネルギー・省エネルギーに配慮したまちづくりなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取り組みを支援する」(5(1)①(ii)要約) 「地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進する」(5(4)⑤(v)抜粋) 「ネット・ゼロエネルギー住宅の普及の加速化、省エネ診断等住宅や工場・ビルの省エネ投資促進を行う」(5(4)②(ii)抜粋)				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災の被災地においては莫大な数の住宅・建築物が被害を受けており、これらの再建等にあたっては、新しい地域づくりの具体的なモデルとなるような先導的な省エネ技術の導入等を行う住宅・建築物を普及することが必要である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は、民間等の提案を国が公募し、有識者による第3者委員会の審査・評価を経て国が採択するものであり、省エネ効果等の事業効果の高い先導的取組みをモデル事業として採択することにより、市場における住宅・建築物の省エネ化の促進に効果を発する。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						/2の国費 建築物の整 事務手続き	での2技術に係る建築構 投入により、さらに先導的 怪備が図られる。また、公子 等を専門的に担う事務事 こととしている。	な省エネ技 募によって選	術の導入等 建定した本事	等を行う住宅・ 事業に関する	
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						支援を通じ	被災地における先導的省 て、全国への普及や市場 させることを目的としてい	全体におけ	る省CO2化	ヒの取り組み	
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)等で掲げられた住宅・建築物の省エネ化に関する目標(2020年までの段階的な省エネ基準の適合義務化)の達成に向け、本事業では現在市場では見られない先導的取り組みに対し支援するものであり、他の省エネ関連事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事務作業を立していては業の他としてる要件として	いては、これまでの取組・ 一元的・効率的に行うな 事業の迅速な着手・執行 、当該事業を適確に遂行 ・必要な組織、人員を有し ・ 「務について適確な管理が もり、事業の執行などの ようになっている。	ど、事業の事 すが可能であ する技術能 ていること及 本制及び処理	事務手続き る。事務事 力を有し、 なび当該事 里能力を有	等の方法が確 業者の選定 かつ、当該事 業に係る経理 していることを	

- 注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み を記入すること。
- 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××(円/ ))」などと記入すること。 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。